

令和9年「二十歳の市民を祝うつどい」警備・誘導業務委託 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 『令和9年「二十歳の市民を祝うつどい」警備・誘導業務委託』の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、「横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱」(以下「実施要綱」という。)に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式は別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務の実施体制
- (4) 当該業務に関する具体的な提案
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 受託候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
 - (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
 - (3) 業務実施体制の妥当性・実現性等
 - (4) 提案内容の妥当性・実現性等
 - (5) その他、当該業務に対する意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 最低基準点(評価項目の合計得点の6割)に満たない場合は、失格とする。
- 4 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価

- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会は、委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 教育委員会事務局教育政策統括部長

副委員長 教育委員会事務局総務課長

委員 教育委員会事務局生涯学習担当部長

教育委員会事務局教育政策推進課長

教育委員会事務局生涯学習文化財課長

3 委員長が欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

附 則

この要領は、令和8年5月12日から施行する。